

医療法人友愛会

盛岡友愛病院

国土交通省指定 短期入院協力病院

当院は、「国土交通省指定 短期入院協力病院」に指定されました



国土交通省指定 短期入院協力病院とは

国土交通省では、「介護料受給資格をお持ちの方」の短期入院・入所〈1回の入院・入所が原則2日以上14日以内〉を積極的に受け入れする一般病院や障害者支援施設等を「短期入院協力病院」として指定しています。

「介護料受給資格をお持ちの方」を積極的に受け入れするとともに、以下のような環境が整っている一般病院を「短期入院協力病院」として指定しています。

🌸 医学的管理の下に、医師による診察、検査及び経過観察を受けられること。

🌸 介護されている家族の方が、専門家から在宅介護技術（病状観察法、入浴法、食事など）及びケアの方法等の助言・指導をうけられること。

なお、自動車事故対策機構（NASVA:ナスバ）から協力病院やその他の医療機関などに、短期の入退院の際の患者移送費、室料差額負担金に要する費用として自己負担した額の一部助成を受けることができます。



受入れ対象者・入院中のリハビリについて

🌸 脳損傷：特Ⅰ種、Ⅰ種、Ⅱ種

🌸 脊髄損傷：特Ⅰ種、Ⅰ種、Ⅱ種

🌸 胸腹部臓器損傷：Ⅰ種、Ⅱ種

🌸 高次脳機能障害・気管切開・人工呼吸器等：状況により応相談

※入院期間中に全身状態のチェックを行います。

当院では脳血管等リハ、運動器リハ、呼吸器リハなど、患者状態に合わせて実施しております。免荷式トレッドミル、ハンド・リハビリテーション・システム、ウォークエイド等の設備もあります。状態に応じて短期集中・身体機能の獲得を優先したリハビリをさせて頂いております。1日のリハビリ上限は4単位（80分）で、平日のみの実施となります。選定療養でのリハビリ（自費）も行えます。

【詳細について】



お問合せ・お申込み：盛岡友愛病院 医療相談室(直通:019-638-2287)